

循環型社会形成推進交付金

平成27年度予算(案)額48,097百万円(44,546百万円)
うち復興特会 12,631百万円(10,231百万円)
平成26年度補正予算額28,300百万円

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

ダイオキシン対策により集中的に整備した施設の多くが老朽化(全国1,188施設のうち築20年超:379施設、築30年超:169施設、築40年超:9施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。



- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。

【交付先】

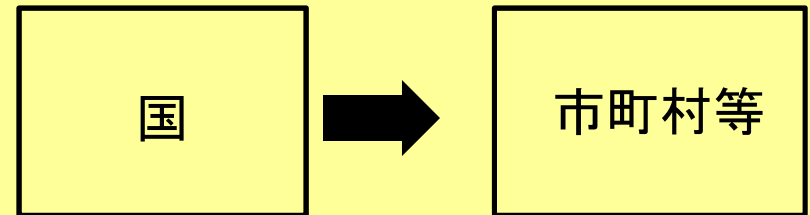
- ・特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- ・特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

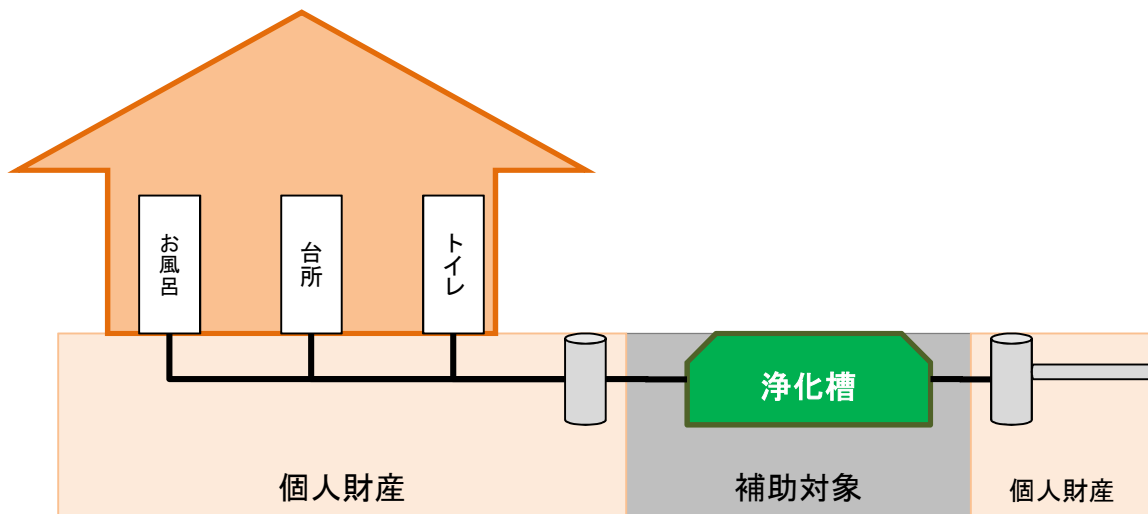
交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)

(公共)

平成27年度予算(案)額8,421百万円
(平成26年度予算額:8,421百万円)
支出先:市町村等



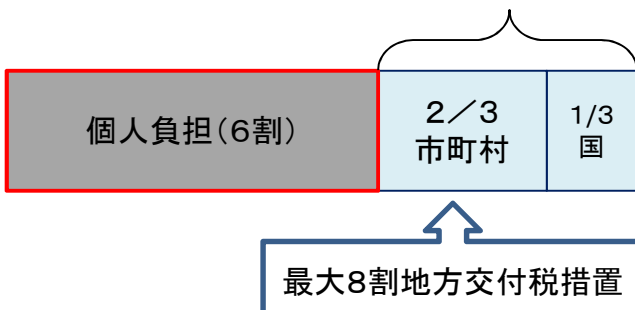
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。

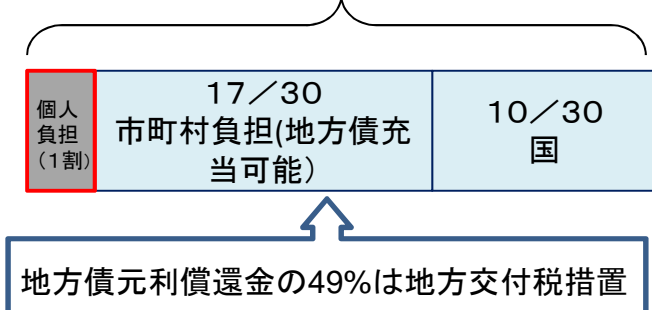
浄化槽市町村整備推進事業 (H6～)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。

国庫助成対象額
(4割)



国庫助成対象額
(10割)



注) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1/2となっている。

災害等廃棄物処理事業費補助金

平成27年度予算(案)額 200,000千円
(205,714千円)

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む。)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常	阪神・淡路 大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記 以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

浄化槽情報基盤強化推進事業費

～台帳システム整備による浄化槽の管理基盤の強化～

平成27年度予算(案)額:16百万円 (平成26年度予算額:16百万円) 支出予定先:民間団体等

課題

- ・浄化槽の災害対応及び平時の維持管理の信頼性を確保するため、管理体制の強化が必要
- ・人口減少等の社会情勢を踏まえ、個別分散型処理で災害に強い特性を持つ浄化槽の更なる整備が必要

GISを活用した台帳システム整備の効果

災害時

- ・被害状況を迅速かつ正確に把握できる
 - ・浄化槽の被災状況を視覚情報として共有できる
- ⇒被災浄化槽の早期復旧等に貢献する

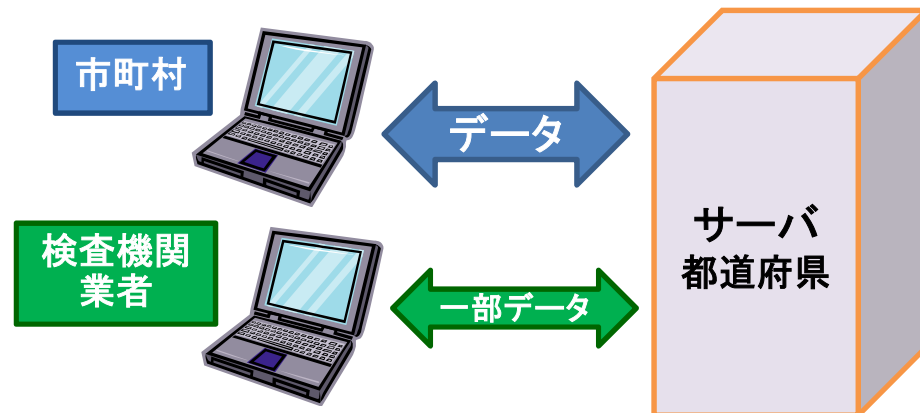
平常時

- ・設置状況を視覚的かつ正確に把握できる
- ⇒維持管理体制の適正化が図られる
- ⇒浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ

<事業内容>

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進手法の普及活動
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

浄化槽台帳システムの構築イメージ



GISによる浄化槽の設置状況の可視化



全国における浄化槽台帳のシステム化の推進等、浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、災害への対応力を強化し、下水道や集落排水事業とも連携し、汚水処理全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を目指す

浄化槽情報基盤整備支援事業費

(非公共) ～浄化槽台帳システムの導入支援及び実例に基づく課題整理～

平成27年度予算(案)額 50百万円(0百万円)
支出先:民間団体等

背景

- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

浄化槽台帳システムの普及にあたっては、
構築に係る費用及びノウハウの不足が導入促進の妨げの一つ

事業内容

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づく浄化槽台帳システムの導入に前向きな地方自治体に対し、浄化槽台帳システムの導入支援を行った上で、実例に基づく導入時及び導入後の課題を整理。

目標

- 他の自治体の浄化槽台帳システムに関する課題解決への波及効果
- 浄化槽の単独転換対策や適正な維持管理の確立、災害対応力の強化を図る



事業目的・概要等

背景・目的

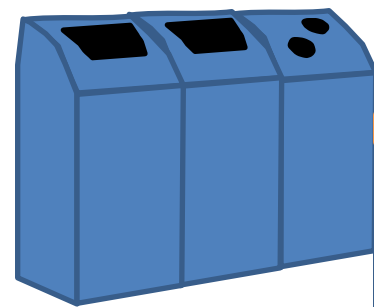
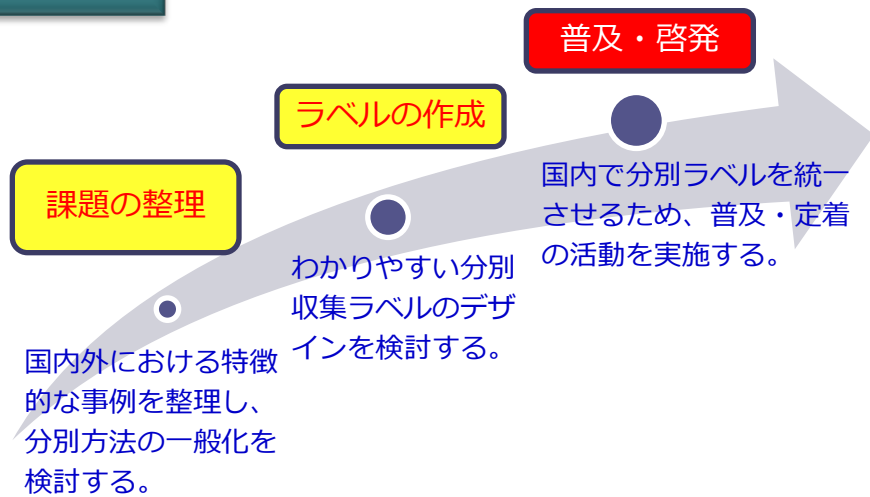
- 東京オリンピックでは国内のみならず、海外からも多くの観光客が日本を訪れ、東京大会会場等にて大量の廃棄物が排出される。
- 環境にやさしいオリンピック、そして環境都市東京を実現するためには、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の促進が必須である。
- 特に日本とは異なる廃棄物処理が行われている地域の外国人にも親しみやすい3Rを促進していくことが重要。
- 東京都市圏におけるリサイクルを考慮したわかりやすい分別収集ラベルの導入を検討することを目的とする。

➡ 地域毎に一般廃棄物の分別の種類に差異があるため、徹底した分別が図られていない場合がある。そこで、東京オリンピックを契機として、さらなる一般廃棄物の排出量の削減及び再資源化率向上のためにも、わかりやすい統一された分別ラベルが必要。

事業概要

- (1) 国内の大都市における一般廃棄物の分別状況等に関する調査業務(2百万円)
- (2) 海外における特徴的な地域における廃棄物の分別状況や分別に対する意識等に関する調査業務(12百万円)
- (3) ラベル等のデザインに関する先進事例調査及び有識者ヒアリング(10百万円)
- (4) 作成されたラベル等の利用者の認知度を高めるための具体的な手法の検討(6百万円)

イメージ



分別シール(例)		
可燃物	不燃物	紙
カン	ペットボトル	瓶
スプレー缶	電池	金属

(参考)東京都荒川区の分別表

期待される効果

- 国内における3Rのさらなる促進が図られる。徹底した3Rの啓発活動等への利用も可能。
- 海外に向けて、日本の優れた3R技術等をアピールできる。

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業

今までの東日本大震災以降の動き
(制度的対応)

【政府全体】

災害対策基本法
(H25. 6. 21改正公布)

国土強靱化基本法
(H25. 12. 11公布)

- 防災・減災政策の一環として、災害廃棄物対策を位置付け。

環境分野の推進方針

- 自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新
- 広域的な処理体制の確保
- 災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備等
- **災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築**に向け対策を推進。
(国土強靱化基本計画 (H26. 6閣議決定))

【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25. 5閣議決定)
「災害対策の強化」を明記

- 廃棄物処理施設を、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す。
→ **広域圏ごと**に一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、**代替性及び多重性を確保**。
- 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、**廃棄物処理システムとしての強靱性**を確保

その他、災害廃棄物対策に関する事業の成果

- 災害廃棄物対策指針 (H26. 3策定)
- 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて (H26. 3中間取りまとめ) 等

廃棄物処理システムの強靱化に向けた平成27年度事業の内容

(1) 大規模災害時における災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

- 東日本大震災において、仮置場に集められた混合廃棄物等の破碎・選別処理は、仮置場における建設機材や仮施設で処理されるケースが多かった。
- 既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなく、どの程度実際に利用可能か不明。

- 災害廃棄物等の要処理量の試算と処理施設における処理可能量の比較検討を行うための一連の手法について検討する。

(2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 大規模災害発生時においても、生活環境の保全と公衆衛生の向上が図られるよう、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

平成27年度予算額 1,056,000千円
(21,223,061千円)

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左



通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

災害廃棄物代行処理

平成27年度予算額 9,446百万円(2,356百万円)

- ▶ 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、市町村の長からの要請があり、その必要性が認められるときは、国が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。
- ▶ 仮置場への収集・運搬は、すでに各市町による作業が進んでいるため、可燃物の焼却等を国が代行する。

相馬市・新地町

- 平成24年3月に代行処理要請を受領。
- 相馬市に仮設焼却炉3基(約570t/日)を設置し、新地町の災害廃棄物も併せて処理。
- 平成25年2月から相馬市、11月から新地町の災害廃棄物等の焼却処理を実施し、新地町分は平成26年3月14日に、相馬市分は平成26年11月27日に処理完了。



仮設焼却炉(平成25年2月、相馬市)

広野町

- 平成25年1月に代行処理要請を受領。
- 現在、仮設減容化処理施設の建設工事中。平成27年6月から処理開始予定。

南相馬市

- 平成26年3月に代行処理要請を受領。
- 平成26年11月に、仮設減容化施設の代行処理業務を公告。平成28年5月から処理開始予定。

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

平成27年度予算(案)額 138,681百万円(138,012百万円)

○対策地域内廃棄物の処理

汚染廃棄物対策地域の状況

平成26年4月1日時点



- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
- 仮置場、仮設処理施設を整備し、順次処理を行う。
- 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

<汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況>



南相馬市 塚原仮置場
(H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場
(H25年12月撮影)

○指定廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行う。
- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するため、処理施設を整備するとともに、必要な環境整備を行う。

減容化事業の例



福島市・堀河町終末処理場
下水汚泥仮設減容化施設



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

○農林業系廃棄物の処理

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援。
補助対象者:市町村等
補助率:1/2



牧草ロールの収集

事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物 処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業

平成27年度予算額

28,508千円(39,720千円)

民間団体への委託事業

背景

- 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物(以下、「汚染廃棄物」という。)の処理を行った廃棄物処理施設の解体・整備を行う際は、作業者のより一層の安全確保を目指し、作業の際の留意点を明確化する必要がある。
- 福島県内の対策地域内廃棄物や除染廃棄物等の放射性物質汚染廃棄物を処理するための仮設炉等が今年度以降設置され、その解体は設置後数年の間に行われる予定である。

施設の維持管理や施設の解体時における作業従事者の作業環境の安全性の向上を目指し、廃棄物処理施設内部の放射性物質の挙動を把握するための調査、マニュアルの策定及び安全対策等に関する適切な情報の提供が必要である。

事業内容

- ① 汚染廃棄物の処理を行った廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による汚染状況の把握
- ② 廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルの策定
- ③ 廃棄物処理施設の適切な解体・整備に向けた普及啓発

廃棄物処理施設内部の放射性物質の挙動を把握し、廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定した上で、解体を行う事業者等に対して普及啓発等を行うことによって、適切な解体・整備作業を確保する。



焼却炉の解体の様子



事業目的・概要等

背景・目的

- 東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割への期待は大きい
- 一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に比べて低いなど、ポテンシャルを十分に発揮できていない
- 地域のエネルギーセンターとして機能を高めるには、電力システム改革に対応し、廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームの構築が必要

➡ 廃棄物系バイオマスの利活用や再生可能エネルギー供給の促進を図るには、廃棄物発電の高度化が必要

事業概要

- (1) 廃棄物発電の増強方策の検討・実証 (12百万円)
- (2) 廃棄物発電のネットワーク化 F S 事業 (150百万円)
- (3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 (41百万円)
- (4) 3つのガイドライン*の導入支援 (14百万円)

※市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認するためのツール

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

イメージ

方策・ツールの検討

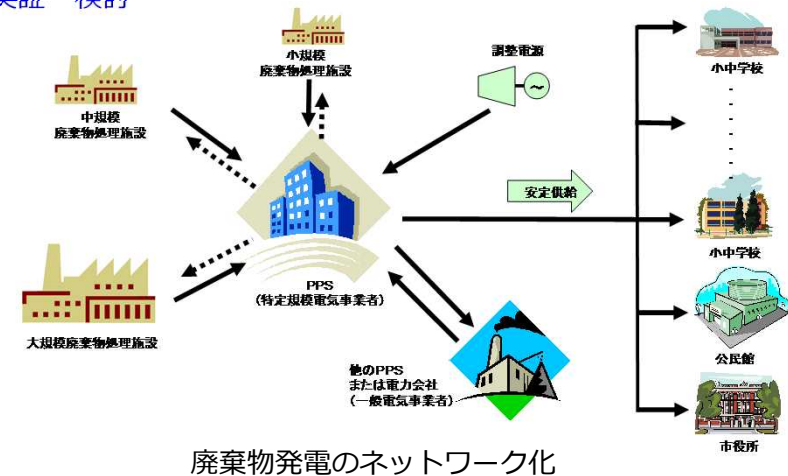
廃棄物発電の増強に有効な方策・ツールを実証・検討

市町村の支援

廃棄物発電の高度化方策をマニュアル等により市町村に示す

高度化の実施

マニュアル等を参考に、各市町村が廃棄物発電の導入・増強方策等を実施



事業スキーム

委託対象：民間事業者 実施期間：H25～H28

期待される効果

- 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給が促進される
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる



事業目的・概要等

背景・目的

- 再生可能エネルギーは、平成24年7月に開始した固定価格買取制度(FIT)の導入に伴い、全国各地で事業化が進展。
- 特に、短期間で事業化が可能な太陽光発電は遊休地などで大規模事業（メガソーラー）が展開。
- 埋立てが終了した廃棄物最終処分場等については、1000万kW以上の導入ポテンシャルが存在しているものの、導入事例は限られている。
- このため、廃棄物の適正処分を確保しつつ、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証する。

事業概要

- (1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査（50百万円）
- (2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助（150百万円）
- (3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討（50百万円）

事業スキーム

- (1) 委託対象：地方公共団体及び民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (2) 補助対象：地方公共団体及び民間団体
補助割合：最大1/2
実施期間：平成26年度～平成28年度
- (3) 委託対象：民間団体
実施期間：平成26年度～平成28年度

イメージ

- 埋立てが完了又は一部終了した一廃・産廃処分場や支障除去が完了した土地に太陽光発電を設置し、売電収益は維持管理費用にも充当することで、低炭素社会と循環型社会を統合的実現を目指す。
- しかしながら、①維持管理対策（排水処理、ガス抜き等）への配慮、②廃棄物の自重による沈下に伴う発電の不安定化についての対策について検証が必要。
- このため、(1)調査段階、(2)導入段階、(3)運用段階での調査・実証を実施して、知見を集積する。



期待される効果

- 太陽光発電の導入ポテンシャルの徹底活用
- 用途が乏しい廃棄物処分場跡地等の有効活用



背景・目的

東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題。



・災害に対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築
・低炭素な地域づくりの全国展開

- ①防災拠点等への再生可能エネルギーの導入等
- ②廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入

事業概要等

- ①防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー、未利用エネルギー、蓄電池等の導入事業を支援

- ②廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備の導入事業を支援

間接補助事業

国 → 非営利法人 → 地方公共団体
(定額補助) (定額補助 (一部2/3))

交付金事業

国 → 地方公共団体
国の負担割合：最大1/2

環境省（又は非営利法人）

事業計画又は地域計画

補助金等

事業実績報告

交付対象は、
全ての地方公共団体

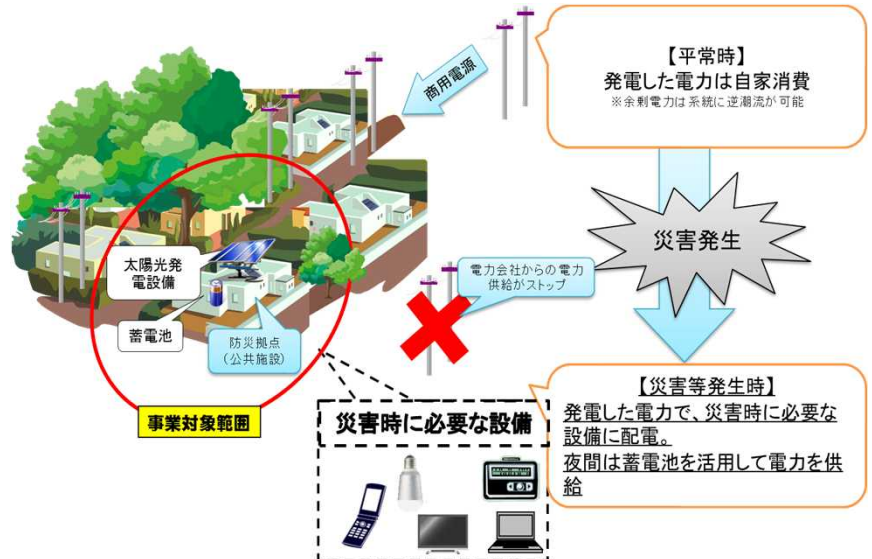


庁舎や学校への太陽光発電導入



廃棄物処理施設への先進的設備導入

(防災拠点への再エネ導入事業の例)



イメージ